70

基発0927第６号
平成30年９月27日

建設業労働災害防止協会　会長　殿

厚生労働省労働基準局長

平成30年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営については、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年度の地域別最低賃金額の改定については、平成30年８月から９月の間に改定公示をすべて行い、平成30年10月１日から順次発効します。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これら改定された最低賃金額（以下「改定最賃額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、同封の原稿例を参考に、改定最賃額の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

建設業労働災害防止協会
30.10.-1
受第1352号

5

平成30年度地域別最低賃金時間額状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】※	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	835（810）	25	平成30年10月1日
青　森	762（738）	24	平成30年10月4日
岩　手	762（738）	24	平成30年10月1日
宮　城	798（772）	26	平成30年10月1日
秋　田	762（738）	24	平成30年10月1日
山　形	763（739）	24	平成30年10月1日
福　島	772（748）	24	平成30年10月1日
茨　城	822（796）	26	平成30年10月1日
栃　木	826（800）	26	平成30年10月1日
群　馬	809（783）	26	平成30年10月6日
埼　玉	898（871）	27	平成30年10月1日
千　葉	895（868）	27	平成30年10月1日
東　京	985（958）	27	平成30年10月1日
神奈川	983（956）	27	平成30年10月1日
新　潟	803（778）	25	平成30年10月1日
富　山	821（795）	26	平成30年10月1日
石　川	806（781）	25	平成30年10月1日
福　井	803（778）	25	平成30年10月1日
山　梨	810（784）	26	平成30年10月3日
長　野	821（795）	26	平成30年10月1日
岐　阜	825（800）	25	平成30年10月1日
静　岡	858（832）	26	平成30年10月3日
愛　知	898（871）	27	平成30年10月1日
三　重	846（820）	26	平成30年10月1日
滋　賀	839（813）	26	平成30年10月1日
京　都	882（856）	26	平成30年10月1日
大　阪	936（909）	27	平成30年10月1日
兵　庫	871（844）	27	平成30年10月1日
奈　良	811（786）	25	平成30年10月4日
和歌山	803（777）	26	平成30年10月1日
鳥　取	762（738）	24	平成30年10月5日
島　根	764（740）	24	平成30年10月1日
岡　山	807（781）	26	平成30年10月3日
広　島	844（818）	26	平成30年10月1日
山　口	802（777）	25	平成30年10月1日
徳　島	766（740）	26	平成30年10月1日
香　川	792（766）	26	平成30年10月1日
愛　媛	764（739）	25	平成30年10月1日
高　知	762（737）	25	平成30年10月5日
福　岡	814（789）	25	平成30年10月1日
佐　賀	762（737）	25	平成30年10月4日
長　崎	762（737）	25	平成30年10月6日
熊　本	762（737）	25	平成30年10月1日
大　分	762（737）	25	平成30年10月1日
宮　崎	762（737）	25	平成30年10月5日
鹿児島	761（737）	24	平成30年10月1日
沖　縄	762（737）	25	平成30年10月3日
全国加重平均額	874（848）	26	－

※　括弧書きは、平成29年度に改定された地域別最低賃金額

（原稿例）

地域別最低賃金額が改定されました

○　都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、10 月 1 日から順次発効します。

○　最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。

○　最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

○　仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

○　地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限 50 万円）が科せられる場合があります。

○　派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。

○　中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や働き方改革推進支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省 HP の検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

平成30年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	835	H30.10.1	石　川	806	H30.10.1	岡　山	807	H30.10.3
青　森	762	H30.10.4	福　井	803	H30.10.1	広　島	844	H30.10.1
岩　手	762	H30.10.1	山　梨	810	H30.10.3	山　口	802	H30.10.1
宮　城	798	H30.10.1	長　野	821	H30.10.1	徳　島	766	H30.10.1
秋　田	762	H30.10.1	岐　阜	825	H30.10.1	香　川	792	H30.10.1
山　形	763	H30.10.1	静　岡	858	H30.10.3	愛　媛	764	H30.10.1
福　島	772	H30.10.1	愛　知	898	H30.10.1	高　知	762	H30.10.5
茨　城	822	H30.10.1	三　重	846	H30.10.1	福　岡	814	H30.10.1
栃　木	826	H30.10.1	滋　賀	839	H30.10.1	佐　賀	762	H30.10.4
群　馬	809	H30.10.6	京　都	882	H30.10.1	長　崎	762	H30.10.6
埼　玉	898	H30.10.1	大　阪	936	H30.10.1	熊　本	762	H30.10.1
千　葉	895	H30.10.1	兵　庫	871	H30.10.1	大　分	762	H30.10.1
東　京	985	H30.10.1	奈　良	811	H30.10.4	宮　崎	762	H30.10.5
神奈川	983	H30.10.1	和歌山	803	H30.10.1	鹿児島	761	H30.10.1
新　潟	803	H30.10.1	鳥　取	762	H30.10.5	沖　縄	762	H30.10.3
富　山	821	H30.10.1	島　根	764	H30.10.1			